

別表 1

1. 建設副産物（建設発生土）の搬出については、次の場所に搬出すること。
（1） 土砂（流用） 該当なし
（2） 土砂（処分） 該当なし
2. 建設副産物（建設発生土以外）の搬出については、次の場所に搬出すること。
（1） コンクリート塊 該当なし
（2） アスファルトコンクリート塊 住所及び営業所名 北宇和郡鬼北町大字出目3321 あさひ開発㈱ 受入れ時間 AM8:00～PM4:00 また、運搬距離は、7.3kmを見込んでいる。
（3） 建設発生木材 該当なし
（4） 建設汚泥 住所及び営業所名 今治市国分2-9-32 瀬戸内カッター工業㈱ 受入れ時間 AM8:00～PM5:00 また、運搬距離は、142.0kmを見込んでいる。
（5） その他 該当なし
※上記1の（2）で積算上見込んでいる場所と2については、受注者の提示する場所と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

別表 2（第4条）

建設発生土及びその他の資材の搬入については、次の場所から搬入すること。
（1） 土砂 該当なし
（2） その他 該当なし